

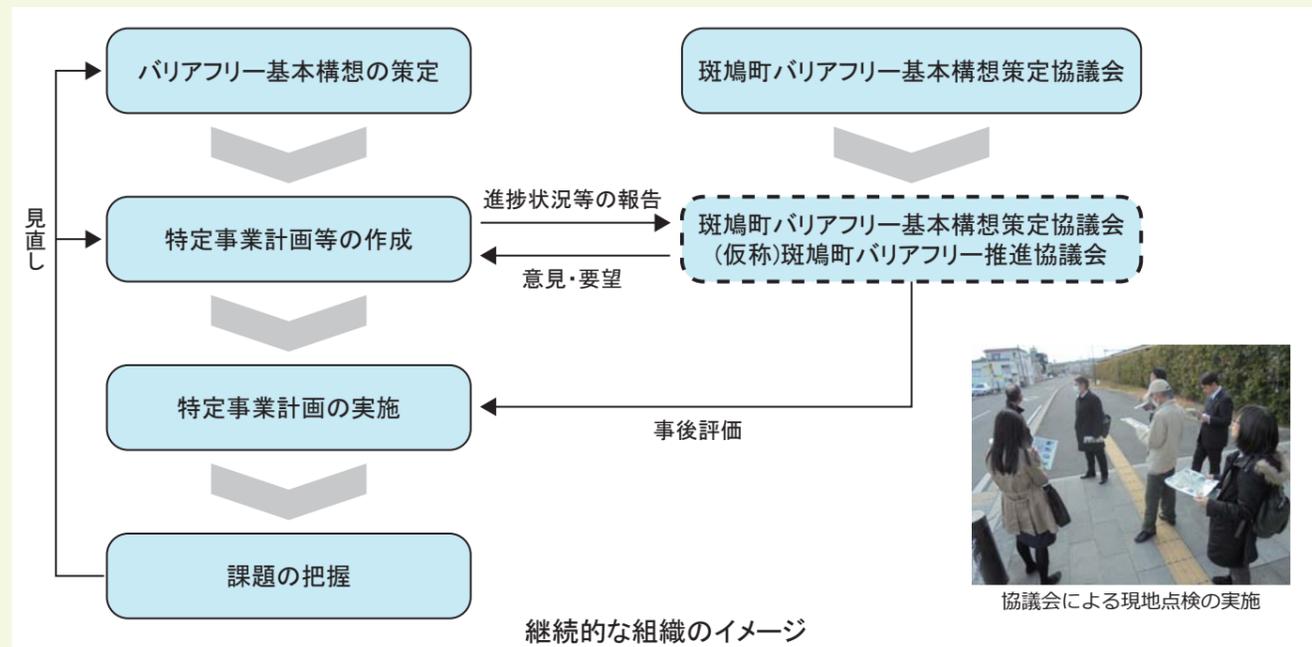
4. 基本構想の推進に向けた取り組み

(1) 今後の取り組みの方向性

- 1 継続的改善の着実な実施**
基本構想が一過性の取り組みで終わらないよう、策定後も事業の実施・評価・改善を図っていく等、継続的な取り組みを行うことが重要です。特定事業計画策定後は、多くの関係者で構成する「斑鳩町バリアフリー基本構想策定協議会」を「(仮称)斑鳩町バリアフリー推進協議会」に改め、ハード面とソフト面の取り組みをバランスよく継続して推進します。
- 2 町全体でのバリアフリー化の推進**
基本構想は、優先的にバリアフリー化を図る重点整備地区を中心として策定されています。基本構想で示したまちのバリアフリー化の基本理念と方向性の考え方を、さらに重点整備地区外のまちづくりへ展開していくことが重要です。上位計画を踏まえ、幅広い発想を持って、将来のまちづくりを推進するよう努めていきます。
- 3 各施設との連携強化によるバリアフリー化の推進**
旅客施設、歩行空間、建築物、公園等の一体的・継続的なバリアフリー化を推進するとともに、周辺歩行空間との連続的な経路が確保できるよう努めていきます。
- 4 災害時におけるバリアフリーへの配慮**
阪神・淡路大震災(平成7年)や東日本大震災(平成23年)において、避難及び避難所での生活等が、高齢者、障害のある人等にとって特に大きな問題となることが明らかになっています。基本構想で定める施設のハード整備や、移動等円滑化のための心のバリアフリー等のソフト整備を推進し、日常時のバリアフリーを推進することから、災害時におけるバリアフリーにもつながるよう努めていきます。
- 5 観光バリアフリーの推進**
世界文化遺産をはじめ多くの歴史的・文化的資産を持つ本町には、外国人を含め多くの観光客が訪れています。基本構想に基づき、誰もが安心して観光できるよう、移動等円滑化のための心のバリアフリーや移動支援のための案内整備等を推進し、回遊性を高めることにより、まちのにぎわいの向上や活性化に努めていきます。

(2) 実現に向けた推進体制

事業を着実に進めていくためには、バリアフリー整備の進捗状況を確認し、継続的に推進していくため、「斑鳩町バリアフリー基本構想策定協議会」を中心に適時事業の評価を行い、必要に応じて見直しにより、バリアフリー化の推進を図っていきます。



◇ お問い合わせ ◇

斑鳩町都市建設部都市整備課
E-mail : toshi@town.ikaruga.nara.jp

〒636-0198
奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号
TEL: 0745-74-1001
FAX: 0745-74-1011

斑鳩町バリアフリー基本構想・概要版

1. バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想とは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下、バリアフリー法)の第25条に基づき、市町村が定めるもので、高齢者、障害のある人、子ども、子育て世代の人、観光客、外国人等(以下、高齢者、障害のある人等)が利用する施設の移動等が円滑に行われるよう、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めることです。

2. 移動等円滑化に向けた基本理念

斑鳩町では、基本構想の全体を総括する基本理念を設定しました。今後、6つの基本的な方向性(考え方)により、総合的、重点的かつ一体的に、より実効性のある取り組みを推進していきます。

(1) 基本理念

『ともに生き、誰もが安心して暮らせるまち斑鳩町』

(2) 基本的な方向性

- 1 すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方をベースとします**
ユニバーサルデザインとは、あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境のデザインを行うものであり、社会全体の利益につながります。このような考え方をベースとして、整備をめざします。
- 2 各施設管理者との連携を考慮し、移動空間全体のネットワークの形成を図ります**
まちづくりの視点から移動を考えると、建築物や旅客施設といった単体だけではなく、それを結ぶ広場や道路、交通結節点といった移動空間全体のネットワークの形成を考慮して、バリアフリー法以外の計画も、各施設管理者と連携して進めていきます。
- 3 まちのにぎわいの向上と活性化をめざします**
施設のバリアフリー化に代表されるハード整備とともに、まちに来る人々の回遊性を高め、まちのにぎわいの向上と活性化をめざします。また、観光バリアフリーにおいては、初めて訪れる外国人観光客等が情報を得るのに苦労しないような取り組みをめざします。
- 4 まち全体を見据えた効果や影響についても十分考慮します**
整備を実施する場所については、基本構想で定める重点整備地区内が基本となりますが、整備メニューを策定するにあたっては、重点整備地区外も含め、まち全体を見据えた効果や影響も十分考慮した整備をめざします。
- 5 ハード整備と心のバリアフリーの取り組みとの連携を図り、バランスの良い推進を図ります**
まちのバリアフリー化のためにハード整備は重要ですが、完了するには長い時間がかかります。その間の取り組みを道路空間の配分の変更や、利用する人々の譲り合いでカバーする等の暫定対応や、啓発等ソフト面の充実といった複数の取り組みをバランスよく組み合わせる等、高齢者、障害のある人等を含む地域住民と関係機関の連携を十分図り、協働して課題解決をめざします。
- 6 さらなるレベルアップを目指して、継続的に質の向上を図ります**
移動等円滑化基準への適合に向けての取り組みのほか、地域住民参加のもと基本構想であるということ踏まえ、ガイドラインの趣旨や内容を尊重しつつ標準的なレベルから、さらに望ましいレベルまで、積極的かつ継続的に質の向上をめざします。

3. 重点整備地区と主な取り組みの内容

バリアフリー化を重点的かつ一体的に進めていくエリアとして、2つの重点整備地区（「JR法隆寺駅～法隆寺周辺地区」、「竜田川周辺地区」）を設定しました。地区内の生活関連施設や生活関連経路から優先的にバリアフリー化を行っていきます。

重点整備地区の将来像を踏まえ、各施設の整備に関する基本的な方針を定め、各種バリアフリーに関する基準・ガイドラインに沿って、斑鳩町で実施すべき特定事業、その他の事業の主な取り組みを設定しました。

■ 都市公園の取り組み

トイレ入口の段差の補修や車止めの設置間隔の改良 等



■ 建築物の取り組み

トイレの自動水栓の整備やスロープ幅の改良 等



■ 道路の取り組み

障害者用駐車施設の設置や歩道端部の段差解消 等



■ 観光バリアフリーの取り組み

案内看板の角度の改良や案内情報の多言語化 等



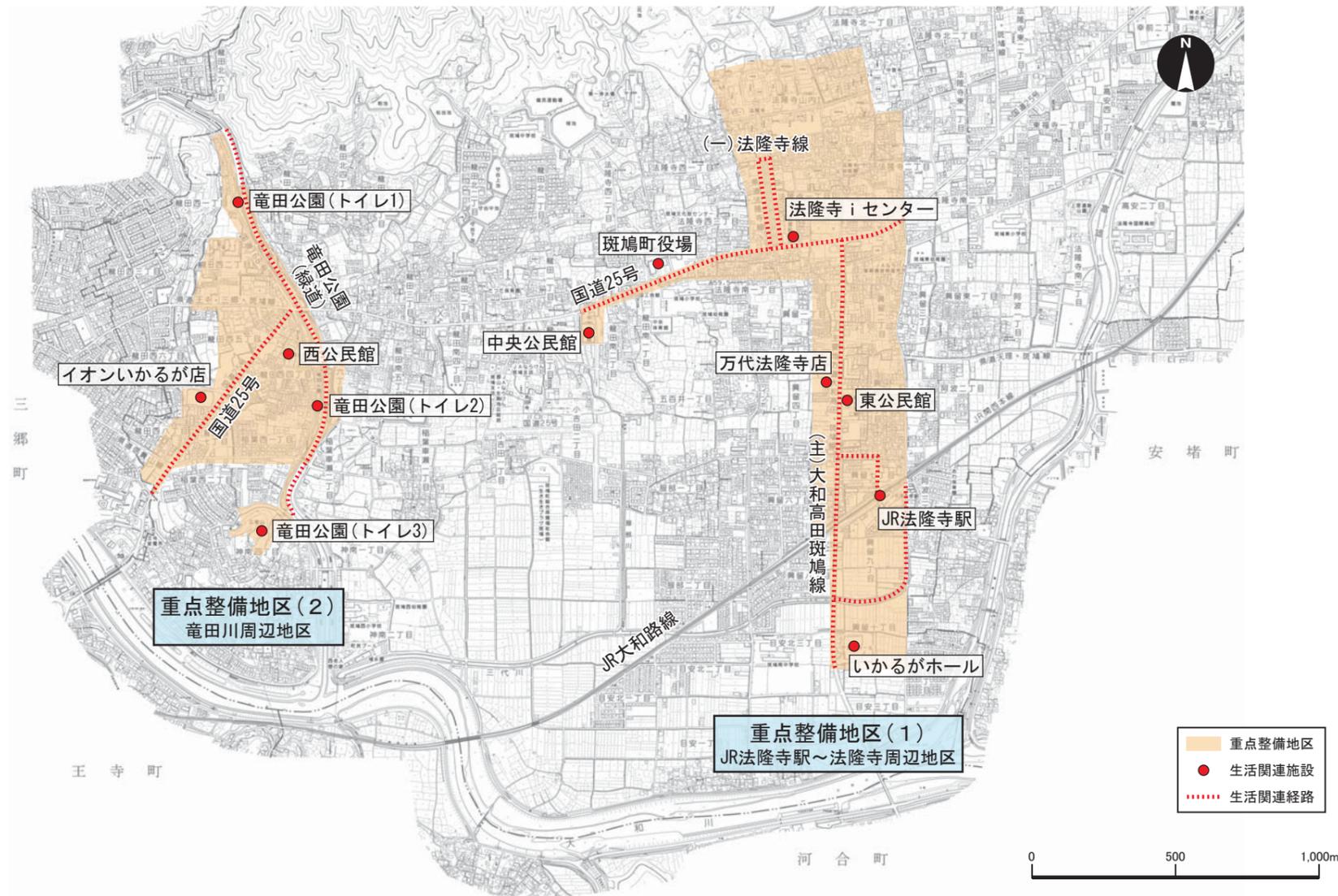
■ 公共交通の取り組み

ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの導入 等



■ 移動等円滑化のための心のバリアフリーの取り組み

高齢者、障害のある人等に対する正しい理解を深めるための情報発信 等



- 重点整備地区：鉄道駅の周辺地区や、高齢者・障害のある人等が利用する生活関連施設が集まった地区等、基本構想に基づいてバリアフリー化を進めていくエリア
- 生活関連施設：旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、公園等、相当数の高齢者、障害のある人等が利用する施設
- 生活関連経路：生活関連施設相互の経路(施設間の移動は通常徒歩で行われること)
- 特定事業、移動等円滑化のためのその他事業：生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化を具体化するもの